

(参考) 全国私立学校審議会連合会の概要

1 目 的

教育基本法・学校教育法および私立学校法に基づき、各都道府県私立学校審議会相互の連絡を密にすることによって各審議会の運営を円滑にし、もって私学教育の振興と健全な発達を期することを目的とする。

2 事 業

- (1) 私立学校審議会の在り方および運営についての研究協議
- (2) 諸法令基準などに関する研究
- (3) 関係所轄庁に対する請願または各都道府県私立学校審議会の行う建議に関する対策
- (4) 情報の交換
- (5) 永年勤続退任委員に対する表彰
- (6) 会議の開催
- (7) その他私学振興に必要であると認められる諸事業

3 組 織

- (1) 各都道府県の私立学校審議会をもって組織する。
- (2) 学校の種別により3部会をおく。各部会に共通する協議題については別に部会を設けることができる。
- (3) 全国に8支部をおく。

4 役 員

こんどう あきお

会 長 近藤 彰郎 (学校法人八雲学園 理事長 / 東京都私立学校審議会 会長)

5 発 足

昭和25年10月30日